(別紙1) 特定個人情報の提供先(番号法第19条第8号別表第2)

No.	項	提供先	提供先における用途
1	1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの
3	3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの
4	4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこと とされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則 第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成 十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法 による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める もの
6	8	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの
8	11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	16	都道府県知事又は市町村 長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの
11	20	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設 等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの
12	23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又 は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	30	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金 を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定める もの
15	31	公営住宅法第二条第十六 号に規定する事業主体で ある都道府県知事又は市 町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務 省令で定めるもの
16	34	日本私立学校振興·共済事 業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の 支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	35	厚生労働大臣又は共済組 合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	37	文部科学大臣又は都道府 県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校 への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務 省令で定めるもの

No.	項	提供先	提供先における用途
19	38	都道府県教育委員会又は 市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関 する事務であって主務省令で定めるもの
20	39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの
21	40	国家公務員共済組合連合 会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	42	市町村長又は国民健康保 険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの
23	48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	53	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設 等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの
25	54	住宅地区改良法第二条第 二項に規定する施行者で ある都道府県知事又は市 町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する 事務であって主務省令で定めるもの
26	57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの
27	58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの
28	59	地方公務員共済組合又は 全国市町村職員共済組合 連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令 で定めるもの
30	62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令 で定めるもの
31	66	厚生労働大臣又は都道府 県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養 手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
32		都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令 で定めるもの
34		市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に 掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの
35	77	厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付 又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの
36	80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	84	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金 である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定める もの

No.	項	提供先	提供先における用途
140,	7.4		19C DC 20 to 42 to 30 113 767
38	85の 2	特定優良賃貸住宅の供給 の促進に関する法律第十 八条第二項に規定する賃 貸住宅の建設及び管理を 行う都道府県知事又は市	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	89	都道府県知事又は広島市 長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	91	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚 生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金であ る給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	92	平成八年法律第八十二号 附則第三十二条第二項に 規定する存続組合又は平 成八年法律第八十二号附 則第四十八条第一項に規 定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金 である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は 保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	96	都道府県知事	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの
44	97	都道府県知事又は保健所 を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に よる費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの
45	101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	102	農林漁業団体職員共済組 合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	103	独立行政法人農業者年金 基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	105	独立行政法人医薬品医療 機器総合機構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付以は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの
49	106	独立行政法人日本学生支 援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	108	都道府県知事又は市町村 長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に 関する事務であって主務省令で定めるもの
52	111	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	項	提供先	提供先における用途
53	112	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延 に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加 算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの
54	113	文部科学大臣、都道府県 知事又は都道府県教育委 員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金 の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若し くは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子 育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるも の
57	117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者 支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の 支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2) 特定個人情報の移転先(番号法第9条第1項別表第1)

No.	項	移転先	移転先における用途
1	8	保健福祉部障がい福祉課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	9	子育て支援部こども家庭課	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活 支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令 で定めるもの
3	10	保健福祉部健康づくり課	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の 実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの
4	12	保健福祉部障がい福祉課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設 等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの
5	15	保健福祉部生活福祉課	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しく は進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収 金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	16	市民生活部市民税課、市 民生活部資産税課、市民 生活部納税課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	19	建設部建築住宅課	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営 住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令 で定めるもの
8	27	教育部学事課	学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に 要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定 めるもの
9	30	保健福祉部保険年金課	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険 給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務 であって主務省令で定めるもの
10	34	保健福祉部障がい福祉課	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設 等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの

No.	項	移転先	移転先における用途
11	35	建設部建築住宅課	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する 改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の 決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務で あって主務省令で定めるもの
12	36の 2	総務部危機管理防災課	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって 主務省令で定めるもの
13	37	子育て支援部こども家庭課	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	41	保健福祉部高齢福祉課	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	44	子育て支援部こども家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に 児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関す る事務であって主務省令で定めるもの
16	45	子育て支援部こども家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの
17	47	保健福祉部障がい福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	49	保健福祉部健康づくり課	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	56	子育て支援部こども家庭課	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第 一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの
20	59	保健福祉部保険年金課	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	61の 2	建設部建築住宅課	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	項	移転先	移転先における用途
22	63	保健福祉部生活福祉課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による 支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付 等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	68	保健福祉部高齢福祉課	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	76	保健福祉部健康づくり課、 保健福祉部保険年金課	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	84	保健福祉部障がい福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給 又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令 で定めるもの
26	93の 2	保健福祉部健康づくり課	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	94	子育て支援部保育幼稚園 課	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの